お知らせ

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、介護施設サービスの利用者・居宅サービスの利用者・介護福祉士等による喀痰吸引等・おむつ代です。

なお、申告には「領収証」が必要です。制度に関して、詳しくはお問合せください。

施設サービスの利用者

①介護療養型医療施設　②介護老人保健施設　③介護老人福祉施設
④介護医療院

※上記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額　ただし③は2分の1相当額

居宅サービスの利用者

①医療系サービスの利用者負担額（訪問看護・通所リハビリテーション等）
②福祉系サービスの利用者負担額（生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護等）
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象

介護福祉士等による喀痰吸引等

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が対象。

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合せ　保健福祉課（介護）2階㉙番
☎06-4399-9859　FAX06-6629-4580

障がい者控除対象者認定書をご存じですか

身体障がい者手帳等の交付を受けていない、65歳以上のねたきりまたは認知症の方で、身体障がい者手帳等の交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ　保健福祉課（福祉）2階㉘番
☎06-4399-9857　FAX06-6629-4580

大和川を一緒にきれいにしませんか？「大和川・石川クリーン作戦」を実施します！

大阪を代表する河川である大和川・石川流域で河川の美化や河川愛護への意識を高め、環境改善を図るため、河川一帯で一斉清掃を行います。ぜひご参加下さい！

日時　3月5日(日)　10:00～　約1時間　※雨天中止

場所　大和川河川敷　行基大橋付近と近鉄南大阪線東側～西浦池グラウンド付近の堤防
※参加いただける方は現地に直接お集まりください

問合せ　区民企画課5階㊹番　☎06-4399-9734　FAX06-6629-4564
建設局道路河川部河川課　☎06-6615-6833　FAX06-6615-6583

確定申告の受付が始まります

動画で見る確定申告

申告会場　東住吉税務署（平野区平野西2-2-2）
受付期間　2月16日(木)～3月15日(水)
受付時間　9:15～16:00 ※来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります

確定申告書は、自宅でスマホやパソコンを使って作成できます！

問合せ　東住吉税務署　☎06-6702-0001（代表）
※問合せ可能日・時間　(月)～(金)8:30～17:00（(祝)除く）

個人市・府民税の申告受付が始まります

申告方法・受付期間

①大阪市行政オンラインシステムによる申告
3月15日(水)まで
・令和4年中に収入がある方　※給与所得・雑所得（公的年金等・業務・その他）の申告のみ
・令和4年中に収入がない方

②窓口での申告（(土)(日)(祝)除く）　※送付でも可

申告会場　あべの市税事務所（阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス7階）
受付期間　2月7日(火)～3月15日(水)
受付時間　(月)～(木) 9:00～17:30、(金)9:00～19:00

申告会場　東住吉区役所（3階 303会議室）
受付期間　2月16日(木)～3月15日(水)
受付時間　(月)～(金) 9:00～11:30、13:00～16:00

※所得税の確定申告等については、東住吉税務署　☎06-6702-0001にお問合せください

問合せ　あべの市税事務所　個人市民税担当
☎06-4396-2953
※問合せ可能日・時間 (月)～(木)9:00～17:30（(金)9:00～19:00）

申請はお早めに！

＼2月末までにカードを申請すると、マイナポイントが／
最大20,000円分もらえます！

2月 マイナンバーカード臨時出張窓口実施会場

マイナンバーカードのメリット

その1　個人番号を証明する書類として利用
その2　本人確認の際の公的な身分証明書
その3　コンビニで各種証明書を取得
その4　健康保険証として利用
その5　公金受取口座の登録
その6　各種行政手続きのオンライン申請に利用

らくらく♪マイナンバーカード取得の4STEP！

1 事前予約　予約サイト・お電話で
2 申請会場へ　本人確認書類をご持参のうえ、お越しください
3 本人確認・写真撮影　会場にて無料で撮影します
4 カードは自宅でうけとり！　必要書類をご持参された方のみ

※その他の日程はWEBサイトでご確認ください

会場	開設日時
東住吉区役所 3階 302会議室（東田辺1-13-4）	7日(火)、9日(木)※　10:00～16:00
平野区画整理記念会館 2階 第2多目的室（中野2-7-16）	16日(木)、17日(金)　10:00～16:00
駒川商店街ココロホール 2階（駒川4-11-16）	22日(水)、24日(金)　10:00～16:00
東住吉区南部文化コミュニティセンター 2階 会議室3（公園南矢田3-18-8）	27日(月)、28日(火)　10:00～16:00

予約・日程確認等はWEBサイトまたは予約センターから

臨時出張窓口の様子はこちらから YouTube「Jcomチャンネル」

問合せ　大阪市マイナンバーカード出張申請窓口予約センター
☎06-4400-1856　9:00～20:00

区長の部屋

東住吉区長
塩屋 幸男

新型コロナウイルス感染症がいまだ収まらず、引き続きワクチン接種や感染対策をしっかり講じながら行動することが求められていますが、令和4年度は大きな自然災害に襲われることもなく無事に過ごせていることは誠に有難いことです。この無事の時にこそ、有事に備えた準備をしておくことが重要です。頭でわかっていても実際の行動に結びついていないことがありがちですが、12年前（3月11日）の東日本大震災や28年前（1月17日）の阪神・淡路大震災のことを思い起こし、教訓を活かして備えておきたいと思います。家具の耐震補強の他、家族間での連絡方法や避難場所、避難方法のこと、非常時の持ち出し品や備蓄品の確認です。大規模災害の場合、生活インフラの復旧に一定の期間を要することが想定されます。その間の「食べる、寝る、住む」などについてイメージしながら、それぞれの「自助」や、ご近所・町会等での「共助」についてもご推進いただければと存じます。区役所も引き続き防災・減災強化に取り組んでまいります。湯里地域や矢田東地域では、連合振興町会の皆様のご協力で支援を必要とする方々の個別避難計画の策定も進みました。心より御礼を申しあげます。

今月号では、区食生活改善推進員協議会の皆様に簡単調理で美味しい上に栄養バランスもよく、調理後の水洗いも不要な避難所向けメニュー例をご紹介いただいています。ぜひご参考にしていただければと存じます。

安まちメールを活用して、防犯や交通事故の対策をしましょう!!

安まちメールに登録しましょう！安まちメールは、「犯罪発生情報」「防犯対策情報」「交通事故情報」を電子メールでリアルタイムにお知らせするサービスです。

問合せ 区民企画課5階㊹番　☎06-4399-9970　FAX06-6629-4564